

た書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求める事ができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省の命令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとす

世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。

号) 第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十三条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

特別会計
第十一条 都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならぬ。
(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされて、する事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要な事項に限る。)を審議せらるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

ととされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要な事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののはか、国民健康保険事業の運営に関する事

項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
4 前三項に規定するもののほか、第一項及び二項に定める協議会に關して必要な事項は、政令で定める。

第三章 国民健康保険組合

第一節 通則

(組織)

第十二条 削除

3 2 1
当該組合の区域内に住所を有するものを組合員として組織する。
前項の組合の地区は、一又は二以上の市町村の区域によるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができる。
第一項の規定にかかわらず、第六条各号（第八号及び第十号を除く。）のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者である者は、組合員となることとする。

者である者は、組合員とみなすことができる。ただし、それ者の世帯に同様号（第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でない者があるときは、この限りでない。

が行う国民健康保険の被保険者でないものは、当該組合の組合員となることができる。
(人格)
第十四条 組合は、法人とする。

第十六条 (住所) 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(設立)
第十七条 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。

前項の認可の申請は、十五人以上の発起人の同意を得て行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合においては、あらかじめ、次の各号に定める組合の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴き、当該認可の申請に係る組合の設立により、当該組合の地区をその区域に含む都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険規約を作成し、組合員となるべき三百人以上

險事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。一 その地区が一の都道府県の区域を越えない組合 当該組合の地区をその区域に含む市町村の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）

二 し
一 その地区が二以上の都道府県の区域にまたがる組合 当該組合の地区をその区域に含む市町村（第一項の認可の申請を受けた都道府県知事が統括する都道府県内の市町村に限る。）の市町村長及び当該組合の地区をその区域に含む都道府県の都道府県知事（当該認可の申請を受けた都道府県知事を除く。次項において「他の都道府県知事」という。）前項の規定により、他の都道府県知事が意見を述べるに当たつては、あらかじめ、当該組合

を述べるに當たつては、あらかじめ當該他の都道府県知事が統括する都道府県内の市町村の第一項の認可事が申請する組合の地区をその区域に含む市町村に限る。) の市町村長の意見を聽かなければならぬ。

5 組合は、設立の認可を受けた時に成立する。(規約の記載事項)

二 事務所の所在地	一 項目を記載しなければならない。
三 組合の地区及び組合員の範囲	
四 組合員の加入及び脱退に関する事項	
五 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項	
六 役員に関する事項	
七 組合会に関する事項	
八 保険料に関する事項	

九 準備金その他の財産の管理に関する事項
十 公告の方法
十一 前各号に掲げる事項のほか厚生労働省令で定める事項

(被保険者)

第十九条 組合員及び組合員の世帯に属する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とし、

する。ただし、第六条各号（第十号を除く。）のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は、この限りでない。

前項の規定にかかるらず、組合は、規約の定めるところにより、組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としないことができる。

（資格取得の時期）

属する者となつた日又は第六条各号（第十号を除く。）のいずれにも該当しなくなつた日若しくは他の組合が行う国民健康保険の被保険者でなくなつた日から、その資格を取得する。

第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなった日の翌日又は第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなったことにより、都道府県等が行う国民健康保険又は他の組合が行う国民健康保険の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。

第二十九条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、第六条第九号に該当するに至った日から、その資格を喪失する。
(準用規定)

届出及び被保険者の資格に関する確認について、準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第五項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同条第一項及び第五項中「市町村」とあるのは「組合」と、同条第二項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同項及び同条第四項中「世帯主は」とあるのは「組合員は」と、「当該世帯主が住所を有する市町村」とあるのは「組合」と、「当該市町村」とあるのは「当該組合」と、「世帯主に」とあるのは「組合

員に」と読み替えるものとする。

3 理事及び監事は、規約の定めるところにより、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。
第二十四条 理事は、規約の定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。(役員の職務)
2 組合の業務は、規約に別段の定がある場合を除くほか、理事の過半数で決する。
3 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。(理事の代表権の制限)
第二十四条の二 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対する抗争(委任)ができない。(理事の代理行為の委任)
第二十四条の三 理事は、規約又は組合会の決議によって禁止されないと限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。(仮理事)
第二十四条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。(利益相反行為)
第二十四条の五 組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害關係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。(理事の専決処分)
第二十五条 組合会が成立しないときは、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができます。組合会において議決すべき事項においては、組合会が成立しないときは、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。(組合会)
第二十六条 組合に組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもつて組織するものとし、組合会議員の定数は、組合員の総数の二十分の一を下らない範囲内において、規約で定める。ただし、組合員の総数が六百人を超える場合は、三十人以上であることをもつて足りる。
3 組合会議員は、規約の定めるところにより、組合員が、組合員のうちから選挙する。
4 組合会議員の任期は、三年をこえない範囲において、規約で定める。
第二十七条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。(組合会の議決事項)
1 規約の変更
2 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
3 収入支出の予算
4 決算
5 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約
6 準備金その他重要な財産の処分
7 訴訟の提起及び和解
8 前各号に掲げる事項のほか、規約で組合会の議決を経なければならないものと定めた事項

2 前項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げる事項のうち、合併により消滅する組合の地区を合併後存続する組合の地区の一部とする地区の拡張に係る規約の変更その他の厚生労働省令で定めるものを除く。)の議決は、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。
第三十一条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、組合について準用する。
第三十二条 組合は、組合会の議決(解散)による解散する。
第三十三条 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。
1 組合会の議決
2 規約で定めた解散理由の発生
3 第百八条第四項又は第五項の規定による解散命令

2 組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。(組合会の招集)
第三十二条の二 解散した組合の財産は、規約で指定した者に帰属する。
2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、都道府県知事の許可を得て、その組合の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、組合会の決議を経なければならない。
3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。
第三十二条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。
1 現務の結了
2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。(債権の申出の催告等)
3 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行つたとき月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債務者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ことができない。
3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

た日から起算して二十日以内に、臨時組合会を招集しなければならない。

(清算中の組合の能力)
第三十二条の三 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

2 組合が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は組合会において理事以外の者が選任したときは、この限りでない。
3 組合員は、各自一箇の選挙権を有する。

2 組合会議員は、規約の定めるところにより、組合員が、組合員のうちから選挙する。
3 組合員が、組合員のうちから選挙する。

2 組合員が、組合員のうちから選挙する。
3 組合員が、組合員のうちから選挙する。

減ぜられたときは、同条第一項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保險者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第四十二条の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合には、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第四十三条 市町村及び組合は、政令で定めるところにより、条例又は規約で、第四十二条第一項に規定する一部負担金の割合を減ずることができること。

2 前項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、市町村又は組合が開設者の同意を得て定める保険医療機関等について療養の給付を受ける被保險者は、第四十二条第一項の規定にかかるわらず、その減ぜられた割合による一部負担金を当該保険医療機関等に支払うをもつて足りる。

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保險者が前項に規定する保険医療機関等以外の保険医療機関等について療養の給付を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保險者が第四十二条第一項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金との差額を当該被保險者に支給しなければならない。

4 前条の規定は、第二項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第四十四条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保險者で、保険医療機関等に第四十二条又是前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を探ることができる。

1 一部負担金を減額すること。

2 一部負担金の支払を免除すること。

3 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保險者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保險者にあつては、当該減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保險者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

第四十五条 市町村及び組合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、組合に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關し被保險者(第五十七条に規定する場合にあつては、当該被保險者の属する世帯の世帯主又は組合員)が当該保険医療機関等に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例による。

3 市町村及び組合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることがができる。

4 市町村及び組合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定めに照らして審査した上、支払うものとする。

5 市町村及び組合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域とする国民健康保険団体連合会(加入している都道府県、市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、市町村及び組合の総数の三分の二に達しないものを除く)又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる。

6 国民健康保険団体連合会は、前項の規定及び健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、一般社団法人又は一般財團法人であつて、審査に関する組織その他の事項につき厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣が指定するものに委託することができる。

第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関する費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に要する費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた者は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

8 前項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十七条から第五十一条まで 削除

(入院時食事療養費)

第五十二条 市町村及び組合は、被保險者(特定長期入院被保險者を除く)が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保險者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき健康保険法第八十五条规定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする)から、同項に規定する食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)を控除した額とする。

3 被保險者が保険医療機関について食事療養を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保險者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該保険医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として当該世帯又は組合員に對し支給すべき額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に對し支給すべき額の支給があつたものとみなす。

5 保険医療機関は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に對し、厚生労働省令の定めるところにより、領收証を交付しなければならない。

6 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで及び第四十五条の二の規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に必要な技術的読替えは、政令で定める。

て、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、併用療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）（居宅介護サービス費に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例施設介護サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）を受けていたときは、そくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）を受けたときは、そくは、当該疾病又は負傷及びこれによつて発生した疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、併用療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給又は移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わな

一 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第五章の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給又は家族移送費の支給を受けることができるに至つたとき。
二 その者が、第六条第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。
三 その者が、当該疾病又は負傷につき、他の市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給を受けることができるに至つたとき。
四 被保険者の資格を喪失した日から起算して六箇月を経過したとき。

3 第一項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は負傷につき、健康保険法第五章の規定による特別療養費の支給又は移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。
4 第一項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
(他の法令による医療に関する給付との調整)
第五十六条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当するものに限る。)を受けていたときは、そくは、当該疾病又は負傷及びこれによつて発生した疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、併用療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。前項の規定による療養の給付、被保険者が保険機関等に支払うべき額の限度において、当該被保険者が保険料の割合を減じて支払うべき額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十七条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び同法第六十二条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合

災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者養給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）他の法律において準用する場合を含む。)の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各条例の規定による療養補償その他の政令で定める法令による医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも、同様とする。
2 市町村及び組合は、前項に規定する法令による給付が医療に関する現物給付である場合において、その給付に関して行われたものとした場合は実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額(第四十三条第一項の規定により第四十二条第一項の一部負担金の割合が減ぜられているときは、その減ぜられた割合による一部負担金の額)を超えるとき、又は前項に規定する法令(介護保険法を除く。)による給付が医療費の支給をある場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による入院時食事療養費、入院時生活療養費、併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべきものとした場合における入院時食事療養費、入院時生活療養費、併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保險者に支給しなければならない。
3 前項の場合において、被保険者が保険医療機関等について当該療養を受けたときは、市町村及び組合は、同項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき額に相当する額を控除して得た額並びに介護保険法第五十七条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び同法第六十二条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合

第五十七条 一部負担金の支払又は納付、第四十三条第三項又は前項第二項の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各条例の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各条例の規定による差額の支給及び療養費の支給

算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

第二節 その他の給付

第五十八条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関する事務では、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行なうことができる。

第三節 保険給付の制限

第五十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この節において「療養の給付等」といいう。）は、行わない。

第六十条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷した設に拘禁されたとき。

第六十一条 被保険者が、闘争、泥酔又は著しい不運跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行なうことができる。

第六十二条 市町村及び組合は、被保険者が闘争、泥酔又は著しい不運跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、正當な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行なうことができる。

第五十九条 市町村及び組合は、前項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託することができない。

第六十三条 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、傷病手当金の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。

第六十三条の二 市町村及び組合は、保険給付（第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

第六十五条 偽りの他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

第六十六条の二 市町村が第三十六条第一項、第四十三条第三項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第一項及び第二項、第五十四条の二第二項、第五十四条の三第一項、第二項、第四項、第七項及び第八項、第五十四条の四第一項、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第一項及び第二項、第五十七条の三第一項の規定により得た請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第六十七条 保険給付を受けた者は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。（不正利得の徴収等）

第六十八条 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する者について、第四十二条第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第三項、第五十二条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第一項及び第二項、第五十七条の三第一項の規定により得た請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第六十九条 国は、政令の定めるところにより、組合に対して国民健康保険の事務（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）の納付に關する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

第七十条 国は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、政令で定めるところ

に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。の限度において、被保険者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

第六十九条 市町村及び組合は、保険給付（第四十三条第三項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第五十七条の二第一項及び第二項、第五十七条の三第一項の規定により得た請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

被保険者があつた者又は被保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第六十六条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

第六十条 市町村及び組合は、保険給付に關する費用の額から当該療養の給付に關する費用を要する場合は、当該被保険者若しくは被保険者が負担しなければならない一部負担金

を行つたときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付が第三者的行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額）の額から当該被保険者若しくは被保険者が負担しなければならない一部負担金

の額を差し引いて得た額を支払わせることができる。

第六十一条 都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させた額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

第六十二条 市町村及び組合は、保険給付に關する費用の額から当該療養の給付に關する費用を要する場合は、当該被保険者若しくは被保険者が負担しなければならない一部負担金

の額を差し引いて得た額を支払わせることができる。

第六十三条 市町村及び組合は、保険給付に關する費用の額から当該療養の給付に關する費用を要する場合は、当該被保険者若しくは被保険者が負担しなければならない一部負担金

の額を差し引いて得た額を支払わせることができる。

第六十四条 市町村及び組合は、給付事由が第三

者によるもの又は専門性の高いものを行うこと

ができる。

第六十五条 市町村及び組合は、保険給付に關する費用の額から当該療養の給付に關する費用を要する場合は、当該被保険者若しくは被保険者が負担しなければならない一部負担金

の額を差し引いて得た額を支払わせることができる。

第六十六条 市町村及び組合は、保険給付に關する費用の額から当該療養の給付に關する費用を要する場合は、当該被保険者若しくは被保険者が負担しなければならない一部負担金

の額を差し引いて得た額を支払わせることができる。

第六十七条 市町村及び組合は、保険給付に關する費用の額から当該療養の給付に關する費用を要する場合は、当該被保険者若しくは被保険者が負担しなければならない一部負担金

の額を差し引いて得た額を支払わせることができる。

第六十八条 市町村及び組合は、保険給付に關する費用の額から当該療養の給付に關する費用を要する場合は、当該被保険者若しくは被保険者が負担しなければならない一部負担金

の額を差し引いて得た額を支払わせることができる。

第六十九条 市町村及び組合は、保険給付に關する費用の額から当該療養の給付に關する費用を要する場合は、当該被保険者若しくは被保険者が負担しなければならない一部負担金

の額を差し引いて得た額を支払わせることができる。

第七十条 市町村及び組合は、保険給付に關する費用の額から当該療養の給付に關する費用を要する場合は、当該被保険者若しくは被保険者が負担しなければならない一部負担金

の額を差し引いて得た額を支払わせことができる。

国内において政令で定める割合を乗じて得た額

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第三条第一項第八号又は同条第二項ただし書の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。口において同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」といいう。）を控除した額

ロ 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保保険出金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）から、当該費用の額のうち組合特定被保険者に係る費用の額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定納付費用額」という。）を控除した額

二 特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれに特定割合を乗じて得た額の合算額

前項第二号の特定割合は、百分の三十二を下回る割合であつて、健康保険法による健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保保険出金の納付に要する費用を含む。）に対する割合を減じている組合及び組合員の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている組合について、特定給付額及び特定納付費用額のそれぞれについて、政令で定めるところにより算定した割合とする。

第三項第一項の規定により一部負担金の割合を減じている組合及び組合員の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている組合に対する第一項の規定の適用については、同項第一号イに掲げる額及び特定給付額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定

した同号イに掲げる額及び特定給付額に相当する額とする。

4 国は、第一項の補助をする場合において、組合の財政力等を勘案して、同項の補助の額を増額することができる。

（国民健康保険保険給付費等交付金）

第五項の規定により増額することができる補助の額の総額は、第一項第一号イに掲げる額及び特定給付額（これらの額について第三項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）並びに同号ロに掲げる額及び特定納付費用額の合算額の見込額の総額の百分之十五・四に相当する額の範囲内の額とする。（出産育児交付金）

第七十三条の二 出産育児一時金の支給に要する費用（健康保険法第一百一条の政令で定める金額（第五十八条第一項の規定に基づく条例又は規約で定める金額が、同法第一百二十四条の規定により支払基金が都道府県又は組合に対しても交付する出産育児交付金をもつて定める金額とする。）に係る部分に限る。）の一部について、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十二条の規定により支払基金が都道府県又は組合に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

二 健康保険法第一百五十二条の三から第一百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定は、出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国の補助）

第七十四条 国は、第六十九条、第七十条、第七十二条、第七十二条の三の二第二項、第七十二条の三の三の第三第二項、第七十二条の四第二項、第七十二条の五第一項及び第七十三条に規定する（都道府県及び市町村の補助及び貸付）

2 都道府県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国針との整合性を確保して行うよう努めるものとする。

第七十五条の三 都道府県は、広域的又は医療に関する専門的な見地から、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険保険給付費等交付金を適正に交付するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十一条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により行った請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託した場合（次条において「事務委託の場合」という。）にあつては、当該委託された事務に關する）の提供を求めることができる。

2 都道府県は、前項の規定による勧告を行つて当たつては、あらかじめ、当該市町村の意見を聴かなければならぬ。

第七十五条の六 都道府県は、前条第一項の規定により保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告したにもかかわらず、当該市町村が給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告することができる。

2 都道府県は、前項の規定による勧告に定めるところにより、国民健康保険保険給付費等交付金の額から当該保険給付（当該勧告に係る部分に限る。）に相当する額を減額することができる。

（国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務）

第七十五条の七 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の全額若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定

する者支援金等、介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保保険出金等（以下「流行初期医療確保保険出金等」という。）の納付に要する費用を含む。）に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

（国民健康保険保険給付費等交付金）

第七十五条の二 都道府県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。

第七十五条の五 都道府県は、再審査の求めをいたにもかかわらず、当該市町村が当該再審査の求めに係る保険給付の全部又は一部を取り消さない場合であつて、当該保険給付がこの法律その他関係法令の規定に違反し、又は不当に行われたものと認めるとき（当該再審査の求めに基づく審査が第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（第四十五条第六項の規定により国民健康保険団体連合会が診療報酬請求書の審査に係る事務を同項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に委託した場合において、当該診療報酬請求書の審査を行う者を含む。）又は社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項に規定する審査委員会若しくは同法第二十一条第一項に規定する特別審査委員会において行われたときを除く。）は、当該市町村に対し、当該保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告する。

2 市町村又は国民健康保険団体連合会若しくは支払基金は、前項の規定による再度の審査の求め（以下「再審査の求め」という。）を受けたときは、当該再審査の求めに係る保険給付について再度の審査を行い、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

財政安定化基金から生ずる収入は、全て財政安定化基金に充てなければならない。
この条における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一 収納不足市町村 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する市町村

二 基金事業対象保険料収納額 市町村が当該年度中に収納した保険料のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額、第一項第一号に掲げる事業による都道府県からの借入金（次号において「財政安定化基金事業借入金」という。）の償還に要した費用の額その他の政令で定める費用の額により充てたものとして政令で定めるところにより算定した額

（特別高額医療費共同事業）

第八十一条の三 指定法人は、政令で定めるところにより、著しく高額な医療に関する給付に要する費用が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、都道府県に対して著しく高額な医療に関する給付に要する費用に係る交付金を交付する事業（以下この条において「特別高額医療費共同事業」という。）を行うものとする。

2 指定法人は、特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところにより算定した額と同額の交付金を納付しなければならない。
3 都道府県は、前項の規定による特別高額医療費共同事業拠出金を納付しなければならない。
4 基金事業対象収入額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額その他の政令で定める費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額と同額の交付金を納付しなければならない。
5 市町村及び組合は、第一項の事業を行う当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報、事業者等から提供を受けた被保険者に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

6 市町村及び組合は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業に当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業及び介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業と一緒に実施するよう努めるものとする。

7 市町村は、前項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業を行つて必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する後期高齢者医療広域連合）を行つるものとする。次項において同じ。に対し、当該被保険者に係るこの法律の規定による療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報若しくは同法第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条规定による記録の写し若しくは特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十九条规定による記録の写し若しくは同法第二十条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報その他の高齢者の心身の特性に応じた事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報をして厚生労働省令で定めるものの中の提供を求めることができる。

2 第六章 保健事業
第八十二条 市町村及び組合は、特定健康診査を行つものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査等並びに健康管理及び疾病的予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない。
3 市町村及び組合は、前項の規定により被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行つて、その一部を負担する。

4 市町村及び組合は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業に当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業及び介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業と一緒に実施するよう努めるものとする。

5 市町村は、前項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業を行つて必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する後期高齢者医療広域連合）を行つるものとする。次項において同じ。に対し、当該被保険者に係るこの法律の規定による療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報若しくは同法第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条规定による記録の写し若しくは特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十九条规定による記録の写し若しくは同法第二十条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報その他の高齢者の心身の特性に応じた事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報をして厚生労働省令で定めるものの中の提供を求めることができる。

6 市町村及び組合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行つて必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定する後期高齢者医療広域連合）を行つるものとする。次項において同じ。に対し、当該被保険者に係るこの法律の規定による療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報若しくは同法第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条规定による記録の写し若しくは特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十九条规定による記録の写し若しくは同法第二十条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報その他の高齢者の心身の特性に応じた事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報をして厚生労働省令で定めるものの中の提供を求めることができる。

7 前項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条规定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は記録の写しを提供しなければならない。

8 市町村は、第五項の規定により高齢者の心身の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができることを示す。

9 市町村及び組合は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業に限り、被保険者でない者にこれらの事業の費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

10 市町村及び組合は、第一項及び前項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者にこれらの事業の費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を利用することができる。

11 厚生労働大臣は、第一項の規定により市町村及び組合が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に關して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

12 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等の指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

13 都道府県は、第一項の規定により市町村及び組合が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に關して、その適切かつ有効な実施を図るため、当該事業の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

14 都道府県は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

15 保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第

五十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報(当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託した場合においては、当該委託された事務に関する情報(当該市町厚生労働省令で定める情報

第六章の二 国民健康保険運営方針等

(都道府県国民健康保険運営方針)

第八十二条の二 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おむね六年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針(以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。)を定めるものとする。

2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

五 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関する事項

六 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

二 前項各号（第一号を除く。）及び前号に掲げる事項の実施のために必要な關係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項

4 都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の状況及びその見通しその他の事情を勘査し、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるよう努めるものとする。

5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

6 都道府県は、おむね三年ごとに、第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合には、当該事項を含む。）について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。

7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならぬ。

8 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

9 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対しても協力を求めることができる。（標準保険料率）

10 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（第三項において「市町村標準保険料率」という。）を算定するものとする。

2 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（次項において「都道府県標準保険料率」という。）を算定するものとする。

3 都道府県は、市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率（以下この条において「標準保険料率」という。）を算定したときは、厚生労働省令で定めるところにより、標準保険料率を当該都道府県内の市町村に通知するものとする。

4 前項に規定する場合において、都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、標準保険料率を公表するよう努めるものとする。

第七章 国民健康保険団体連合会

（設立、人格及び名称）

第五百三十三条 都道府県若しくは市町村又は組合は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

連合会は、法人とする。

連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならない。

連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（設立の認可等）

第五百四十四条 連合会を設立しようとするときは、当該連合会の区域をその区域に含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の都道府県及び市町村並びに組合の三分の二以上が加入したときは、当該区域内のその他の都道府県及び市町村並びに組合は、全て当該連合会の会員となる。

（規約の記載事項）

第五百五十五条 連合会の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 連合会の区域

五 会員の加入及び脱退に関する事項

六 経費の分担に関する事項
七 業務の執行及び会計に関する事項
八 役員に関する事項
九 総会又は代議員会に関する事項
十 準備金その他の財産に関する事項
十一 公告の方法
十二 前各号に掲げる事項のほか厚生労働省食療報酬請求書及び特定健康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する業務)に関する事項
（業務運営の基本理念）
第八十五条の二 連合会は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、診療報酬請求書情報等の分析等(次条第三項に規定する業務をいう。)を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化、情報通信技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、支払基金と有機的に連携しつつ、診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならない。
（業務）
第八十五条の三 連合会は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村及び組合から委託を受けた業務を行なう。
2 連合会は、前項に規定する業務のほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行なうことができる。
一 第五十八条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う同条第一項の保険料の給付及び同条第二項の傷病手当金の支払の業務
二 第六十四条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の業務
三 前二号の業務に附帯する業務
四 前三号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資する事業
3 連合会は、前二項に規定する業務のほか、診療報酬請求書及び特定健康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する業務)

規定する特定健康診査等をいう。)に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する業務を行うことができる。

4 連合会は、この法律及び他の法令の規定により連合会が行うこととされている業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行うことができる。

(準用規定)

一 国、都道府県、市町村、法人その他の団体の委託を受けて行う保健、医療及び福祉に関する業務

二 前号の業務に附帯する業務

(準用規定)

第八十六条 第十六条、第二十三条から第二十五

条まで、第二十六条第一項、第二十七条から第五

三十五条まで及び第八十二条(特定健康診査等

に係るもの並びに同条第五項から第八項まで、第十三項及び第十四項を除く。)の規定は、連

合会について準用する。この場合において、これら

の規定中「組合員」とあるのは「会員たる都道府県若しくは市町村又は組合を代表する

者」と、「組合会議員」とあるのは「総会又は代議員会」と、「組合会議員」とあるのは「総会又

は代議員会の議員」と、同条第二項中「被保険者を」とあるのは「都道府県若しくは市町村若しくは組合又は被保険者を」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「同法」とあるのは「それ

ぞれ当該都道府県若しくは市町村若しくは組合が保存している医療保険等関連情報(高

齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報をいう。次項及び第四項において同じ。)又は「労働安全衛生法」と、同条第三項中「労働安全衛生法」とあるのは「医療保険等関連情報の提供を求められた都

道府県若しくは市町村若しくは組合又は労働安

全衛生法」と、「当該」とあるのは「当該医療保険等関連情報又は当該」と、同条第四項中「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する」とあるのは「都道府県若しくは市町村又は組合から提供を受けた」と読み替えるものとする。

第八章 診療報酬審査委員会

(審査委員会)

第八十七条 第四十五条第五項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行ったため、都道府県の区域とする連合会(その区域内

の都道府県若しくは市町村又は組合の三分の二以上が加入しないものを除く。)に、国民健康保険診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 連合会は、前項の規定による事務の遂行に障のない範囲内で、健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の審査を審査委員会に行わせることができ

(審査委員会の組織)

第八十八条 審査委員会は、都道府県知事が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、都道府県及び当該都道府県内の市町村並びに組合(以下「保険者」という。)を代表する委員並びに公益を代表する委員をもつて組織する。

2 委員は、都道府県知事が委嘱するものとし、その数は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ同数とする。

3 前項の委嘱は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によつて行わなければならぬ。

2 委員は、被保険者を代表する委員については、そ

れぞれ同数とする。

3 前項の委嘱は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によつて行わなければならぬ。

(審査請求)

第九十条 この章に規定するもののほか、審査委員会に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(第九章 略)

第九十一条 保険給付に関する処分(第九条第二項及び第四項の規定による求めに対する処分を

含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができ

る。前項の審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関する請求とみなす。

2 前項の審査請求は、裁判上の請求とみなす。

2 前項の審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関する請求とみなす。

(審査請求の期間及び方式)

第九十九条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができないなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2 前項の審査請求がされたときは、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした市町村、組合その他利害関係人に通知しなければならない。

この法律の施行前に同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關し療養の給付の開始後三年（この法律による改正前の国民健康保険法第五十三条ただし書の規定により三年をこえる期間を定めている市町村にあつては、当該期間）を経過した国民健康保険の被保険者の当該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關する療養の給付については、なお従前の例による。

7 特別の事情がある国民健康保険の保険者は、昭和四十年三月三十一日までの間は、条例又は規約の定めるところにより、療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關して、当該保険者がこれを開始した日から起算して三年以上の期間を経過したときは行なわないこととすることができる。

8 国民健康保険の保険者が前項の規定により療養の給付を行なうべき期間を制限している場合においては、この法律による改正後の国民健康保険法第五十五条第一項中「当該疾病又は負傷について」とあるのは「被保険者として受けることができる期間」と読み替えるものとする。

9 昭和三十八年度分のこの法律による改正後の国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金の総額は、同条第二項の規定にかかわらず、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の八・八とする。

附 則（昭和三八年六月八日法律第九九号）
(施行期日及び適用区分)

第一条 この法律中首次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三條の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、附則第二十一条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、

五条（地方開発事業団に関する部分に限る。）及び附則第三十五条の規定（以下「財務以外の改正規定等」という。）は公布の日から、普通予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金

附則（昭和三八年六月八日法律第九九号抄）

に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定（以下「予算関係の改正規定」という。）は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

附 則（昭和三九年七月六日法律第一五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一一日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

附 則（昭和四一年六月六日法律第七九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十二条第一項及び第五十二条第一項の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

（経過規定）

昭和四十三年一月一日に行なわれた療養の世帯主（世帯主が被保険者でない世帯については、当該世帯に属する被保険者）でのこの法律による改正前の第四十二条第一項ただし書の規定に基づく厚生省令で定めるものとする。以下同じ。）に係る療養の給付及び疗養費の支給に要する費用については、昭和四十一年四月一日以後に行なわれる療養の給付及び同日以後に行な

施行期日)
号)

4 この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主以外の被保険者に係る療養の給付及び療養費の支給に要する費用については、次の各号に掲げる市町村ごとに、それぞれ当該各号に定める日（以下「基準日」という。）以後に行なわれる療養の給付及び基準日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、それぞれ基準日前に行なわれた療養の給付及び基準日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国負担については、なお従前の例による。

5 一 昭和四十一年四月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で当該一部負担金の割合を十分の三以下としたことにより昭和四十年度において国民健康保険法第七十四条の規定による補助を受けたもの

二 昭和四十二年一月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で厚生大臣の承認を受けたもの

三 前各号に掲げる市町村以外の市町村 昭和四十三年一月一日

6 七 厚生大臣は、あらかじめ、前項第一号に掲げた同項第三号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数と同項第一号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数とがおおむね同数となるように計画を定め、これに基づいて同項第二号の承認を行なうものとする。

7 前項の計画を定めるに当たつては、市町村における医療の水準、被保険者の所得の状況等を勘案し、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下とする必要度が高いと認められる市町村が優先されるよう配慮するものとする。

8 第四項第一号及び第二号に掲げる市町村は、それぞれ基準日以後においては、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三をこえるものとすることができない。

8 この法律による改正後の第七十二条第二項の規定は、昭和四十一年度分の調整交付金から適用する。

9 地方自治法第二百三十一条の三第三項の規定は、この法律の公布の日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他の徴収金で同日までに納付されないもの（同条第二項の規定による当該保険料その他の徴収金に係る手数料及び延滞金を含む。）についても、適用する。

附 則（昭和四二年七月一五日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和四二年八月一日法律第一二一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和四五年六月一日法律第八五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年九月二一日法律第八五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年九月二六日法律第八九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二七日法律第三二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五一年六月五日法律第六二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第二条中船員保険法第四条の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

第一項の改正規定及び附則第三条第一項の規定は同年八月一日から、第三条及び附則第九条の規定は同年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年一二月一六日法律第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定及び附則第三条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年一二月一〇日法律第一〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五七年八月一七日法律第八〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五七年八月一七日法律第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年九月二六日法律第八九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二七日法律第三二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

出金の納付に充てるための費用については、該年度の収入をもつて充てるものとする。この場合において、当該年度の支出の見込額が当該年度の収入の見込額を超えることとなるときは、その超える額の範囲内において、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主又は国民健康保険組合の組合員から老人保健特別徴収金を徴収することができる。

附 則（昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

第二条中船員保険法第五十九条ノ三の改正規定は同年十月一日から、第一条中健康保険法第十三条第二号の改正規定及び附則第三条の規定は同年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

り読み替えられた第七十条第一項第二号」とす
る。

平成二年度における改正後の第七十三条の規定による補助金については、同条第一項第一号中「老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額」とあるのは「老人保健法第五十五条の規定による概算医療費拠出金（以下「平成二年年度における概算医療費拠出金（以下「平成二年年度概算医療費拠出金」という。）の額（老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第一百六号）附則第六条の規定による昭和六十三年度における確定医療費拠出金（以下「昭和六十三年度確定医療費拠出金」という。）の額を超える十三年度概算医療費拠出金」という。）の額が同法附則第七条の規定による昭和六十三年度における確定医療費拠出金（以下「昭和六十三年度確定医療費拠出金」という。）の額を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条の七分の十に相当する額に給付率（すべての組合の前号に規定する合算額（次項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の合算額をすべての組合の療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の合算額で除して得た率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を平成二年年度概算医療費拠出金の額から控除するものとし、昭和六十三年度概算医療費拠出金の額が昭和六十三年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同条第二項の規定の例により算定した額との合計額の七分の十に相当する額に給付率を乗じて得た額を平成二年年度概算医療費拠出金の額に加算するものとする。」と、同条第四項中「第一項第二号」とあるのは「国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第三十一号）附則第四条第三項の規定により読み替えられた第一項第二号」とする。

るは「平成元年度確定医療費拠出金」と読み替えるものとする。

前条第二項の規定は、平成三年度における改正後の第七十二条の規定による調整交付金について準用する。この場合において、同項中「附則第四条第一項」とあるのは、「附則第五条第三項」において準用する同法附則第四条第一項」と読み替えるものとする。

前条第三項の規定は、平成三年度における改正後の第七十三条の規定による補助金について準用する。この場合において、同項中「平成二年度概算医療費拠出金」とあるのは「平成三年度概算医療費拠出金」とあるのは「平成三年度概算医療費拠出金」と、「昭和六十三年度における」とあるのは「平成元年度における」と、「昭和六十三年度概算医療費拠出金」とあるのは「平成元年度概算医療費拠出金」と、「昭和六十三年度確定医療費拠出金」とあるのは「平成元年度確定医療費拠出金」と、「附則第四条第三項」とあるのは「附則第五条第三項」において準用する同法附則第四条第三項」と読み替えるものとする。

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定（及び第四十六条の八第六項）を「第四十六条の五の二第三項、第四十六条の八第六項及び第四十六条の十七の五第四項」に改める部分に限る）、同法第三章の章名の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十七条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十条、第三十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規定、同法第三章の二の章名の改正規定、同法第三章の二中第四十六条の六の前に節名を付する改正規定、同法第四十六条の十七の改正規定、同法第三章の二中同条の次に一節を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十七條の改正規定、

同法第四十八条の改正規定（「医療等」の下に「（医療）老人医療受給対象者が医療法第

二十一條第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行わられるもの）として政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受けた第十七条第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。）に限り、特定療養費の支給（以下「老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給（以下「老人保健施設療養費等」という。）を除く。）を加える部分のうち、「痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行わられるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）及び老人訪問看護療養費の支給に係る部分、（及び第四十六条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える部分（第五の二第七項）に改める部分並びに「第六条の二第十項」の下に「（第四十六条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同法第五十二条の改正規定（並びに「（及び）」を改める部分に限る。）並びに同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定（第二条の規定、第三条の規定（健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十六条の規定（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）、附則第十七条の規定（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十九条及び第二十条の規定 平成四年四月一日（その他の経過措置の政令への委任）

号附則抄(平成四年三月三一日法律第十七)

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一項中健康保険法第一条の次に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第一項の改正規定、同法第二十四条ノ二を削る改正規定並びに同法第六十九条の十一、第七十一条ノ四第五項（「社会保険審議会」）を「審議会」に改める部分に限る。及び第七十九条ノ三第三項の改正規定、第一条の規定（船員保険法第四条第一項及び第三十二条第二項の改正規定を除く。）、第三条の規定並びに第四条の規定並びに附則第十七条から第十九条までの規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めては、なお従前の例による。

附 則 **（平成五年三月三一日法律第七号）**

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続等その他の意見陳述のための手続に相当する手続等を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関する手続に相当する手続等の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。）

(号) 抄

(平成六年六月二九日法律第五六)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第一十三条の改正規定、同法第二十三条ノ一の改正規定、同法第三章定、同法第二十三条ノ一の改正規定、同法第三十七条ノ二の改正規定、同法第七十一条ノ三の改正規定、同法第七十七条ノ四の改正規定及び同法第七十六条の改正規定（同法附則定及び同法第七十六条の改正規定（同法附則改正規定を含む。）並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定（福祉施設）を「福祉事業」に改める部分に限る。）、同法第三章の章名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第三章第九節の節名の改正規定、同法第五十七条ノ二の改正規定、同法第五十九条ノ二第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一条を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定（保健施設）を「保健事業」に改める部分に限る。）、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百六条の次に一条を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第二十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）又は移送に係る国民健康保険法の規定による給付については、なお従前の例による。

第十七条 附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、第三条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「新保法」という。）第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける被保険者又は被保険者の定めた者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、附則第四条第一項

に規定する付添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日（附則第四条第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた病院又は診療所における付添看護については、その後同項に規定する厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新国保法第五十四条第一項又は新国保法第五十四条の三第三項に規定する療養の給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

第十八条 新国保法第五十八条第一項の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者及び被保険者であつた者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であつた者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

第十九条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の国民健康保険法（以下「旧国保法」という。）第三十六条第三項に規定する国民健康保険医若しくは国民健康保険薬剤師であつて健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医（以下この条において単に「保険医」といいう。）若しくは保険薬剤師（以下この条において単に「保険薬剤師」という。）でないもの又は旧国保法第三十六条第四項に規定する療養取扱機関であつて健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関（以下この条において単に「保険医療機関」という。）若しくは保険薬局（以下この条において単に「保険薬局」といいう。）でないものについては、平成七年三月三十一日までの間、国民健康保険の保険者及び被保険者に対する関係においてのみ、保険医、保険薬剤師、保険医療機関又は保険薬局たるものとみなす。

第二十条 新国保法第一百六条の二の規定は、同条に規定する入所措置が採られたため平成七年四月一日以後に一の市町村又は特別区（以下單に「市町村」という。）の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採られた際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。（罰則に関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行前にした行為による罰則の適用については、なお従前の例による。（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。（罰則に関する経過措置）

第二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第二十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二十五条 この附則に規定するもの（ほか、この法律の施行に伴う必要な経過措置は、政令で定める。）

第二十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年五月九日（以下「施行期日」という。）から施行する。（号）抄

第一条 この法律は、平成九年五月一日から施行する。（号）抄

(検討)

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度的目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関する検討が加えらるべきものとする。

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。（号）抄

第一条 この法律は、平成九年五月九日（以下「施行期日」という。）から施行する。（号）抄

第一条 この法律は、平成九年五月一日から施行する。（号）抄

附 則 (平成七年五月一九日法律第四四)

(号) 抄

(平成八年六月一四日法律第八二)

(号) 抄

(平成九年五月九日法律第四八)

(号) 抄

(平成九年五月一日から施行する。)

四 畠山 勝也
当該市町村に係る施行日以後確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

五 第二号及び第三号に掲げる額の合算額に、当該市町村に係る施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額

六 第二十五条 平成十五年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号により規定する額については、同号の規定にかかわらず、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号に掲げる額を控除した額とする。

一 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額に、当該市町村に係る附則第十七条第二項に規定する前期確定加入者調整率（以下単に「前期確定加入者調整率」という。）を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額として算定した額

二 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額に、当該市町村に係る前期確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

三 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、

<p>四 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該市町村に係る附則第十七条第六項に規定する後期確定加入者調整率（以下単に「後期確定加入者調整率」という。）を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額として算定した額。</p>
<p>五 前号に掲げる額として算定した額に、当該市町村に係る後期確定加入者調整率を乗じて得た額。</p>
<p>六 第二十六条 次の表の上欄に掲げる年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十七条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号ロに規定する額については、同号ロの規定にかかわらず、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「附則第十七条第二項」とあるのは、「附則第十九条において読み替えて準用される附則第十七条第六項」と読み替えるほか、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>平成十八年度</p>
<p>平成十七年度</p>
<p>平成十六年度</p>
<p>平成十五年度</p>
<p>平成十四年度</p>
<p>平成十三年度</p>
<p>平成十二年度</p>
<p>平成十一年度</p>
<p>平成十年度</p>
<p>平成九年度</p>
<p>平成八年度</p>
<p>平成七年度</p>
<p>平成六年度</p>
<p>平成五年度</p>
<p>平成四年度</p>
<p>平成三年度</p>
<p>平成二年度</p>
<p>平成一年度</p>
<p>平成零年度</p>

と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

平成十四年度の新国保法第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 特別調整前概算医療費拠出金相当額（旧老人健法第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）の十二分の七に相当する額を施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧老人健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額と超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。）

三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の

3
納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

）をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特例退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における特例退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額との合計額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に

納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

平成十四年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養費等付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、新国保法附則第八項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特例退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「特例退職被保険者等加入割合」といいう。）を乗じて得た額」とあるのは「特別調整前概算医療費拠出金相当額（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老人健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）」の十二分の七に相当する額に施行日前特例退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特例退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合）により算定して政令の定めるところにより算定した割合（以下「寺川長哉支那養老年日本割合」という。）

第二十九条 第二十八条の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。

第二十九条 平成十五年度における新国保法第七十条の規定による国庫負担金については、同条第一項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいふ。以下同じ。）とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二

平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額」とあるのは「特別調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の七に相当する額に施行日前特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額について

2 平成十五年度の新国保法第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかわらず、第一号及び第一号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。第一退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費

号) 附則第十六条第三項に規定する前期負担額
整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額」(平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額)(同法第三条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老人保健法」という。))第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老人保健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額(以下「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、以下のとおり算定する。
号) 附則第十六条第三項に規定する前期負担額
整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額」(平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額)(同法第三条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老人保健法」という。))第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老人保健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額(以下「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、以下のとおり算定する。

「医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二号)附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額(平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額(同法第三条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老人保健法」という。)第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)に平成十三年度の特例退職額を乗じて得た額が平成十三年度の特例退職額を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額(旧老人保健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を度における特別調整前確定医療費拠出金相当額との合算額)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を超えるときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

3
三
抛出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算醫療費抛出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定醫療費抛出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。）
三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額
平成十五年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養給付費等抛出金及び確定療養給付費等抛出金については、新国保法附則第八項第二号（負担調整的老人保

が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（同法第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老人保健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。）の十二分の七に相当する額）に施行日前退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整拠出金相当額」という。）が同法附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。）を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。」とする。

二 附則第十八条において読み替えて準用され
る附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額（平成十四年度における特別調査整前概算医療費拠出金相当額の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等による負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。）が附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等による負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。）が附則第十五条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等による負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等による負担調整前確定医療費拠出金相当額（以下「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。）

「医療費拠出金相当額」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二号)附則第十八条において読み替えて準用される同法附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは、「得た額(平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額(同法第三条の規定による改正前の老人保健法第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。)の十二分の七に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特別退職被保険者等加入割合(施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における特別退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十五条第五項に規定する施行日以後特別調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特別退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額(以下「平成十四年度の特別退職被保険者等加入割合」と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額」といふ。)」が同法附則第十五条の号において「超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の特別退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額に満たない額(以下この号において「不足額」という。)と不足額により算定した額との合計額を加算するものとする。」と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第十八条の規定により読み替えられた同法附則第

十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額が平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定により算定した額との合計額を加算するものとする。」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五二号）抄

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一六七号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一六八号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第二二号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く)について適用し、平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十一条の二の規定に基づく交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年五月二六日法律第五九号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号)抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「新国保法」という。）の規定は、平成十七年三月一日以後に行われた療養の給付並びにこの法律の施行の日以後に支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十七年度以後の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十七年度以後の介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金及び調整交付金について適用し、平成十七年三月一日以前に行われた療養の給付並びにこの法律の施行の日前に支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十六年度以前の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金及び調整交付金については、なお従前の例による。
第三条 平成十七年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村又は特別区（以下附則第五条までにおいて単に「市町村」という。）に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十六に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。
一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額から新国保法附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額
二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の概算医療費拠出金（老人保健法第五十五条第一項に規定する概算医療費拠出金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十六に相当する額
ロ 平成十五年度の概算医療費拠出金の額が平成十五年度の確定医療費拠出金（老人保健法第五十六条第一項に規定する確定医療

費拠出金をいう。以下同じ。)の額を超える場合イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額(同法第五十四条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額ハ平成十五年度の概算医療費拠出金の額が平成十五年度の確定医療費拠出金の額に満たない場合イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額(老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合(新国保法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の百分の三十六に相当する額

ロ 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十五年度の退職被保險者等確定医療費拠出金相当額(老人保健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を超える場合イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十五年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

四 ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の概算介護給付費納付金(介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)第三条の規定による改正

口 十二条に規定する概算納付金をいう。以下同じ。平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の四十四に相当する額を控除した額。

ハ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額。

3 前条第二項の規定は、一部負担金軽減市町村等に対する前項の規定について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第一号」とあるのは、「次条第一項第一号」とする。

4 平成十八年度における平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項の規定により国が平成十六年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて、平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項で規定する市町村に該当するものに対して負担する額については、同項中「前二項」とあるのは、「国民の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十五号)」以下「一部改正法」という。附則第四条第一項及び同条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「一部改正附則第四条第三項の規定により読み替えられた前項」とあるのは、「第三項第一号イ」とある。同条第五項中「第三項第一号イ」とあるのは、「二部改正附則第三条第三項の規定により読み替えられた第三項第一号イ」とする。

5 平成十八年度における新国保法第七十二条第二項の規定による調整交付金の総額については、同項の規定にかかるわらず、第一号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の目込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除し、その控除後の金額に第六号に掲げる額を加えて得た額から、平成十八年改正後国保法附則第十九項の規定により国が負担する費用の額から当該費用の額の三分の一以内の額を控除し、その額を控除した額として予算で定める額とする。

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算医療費拠出金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が平成十六年度の確定医療費拠出金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が平成十六年度の確定医療費拠出金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額

口 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算医療費拠出金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額とその合計額の百分の十に相当する額を計算した額

ハ 平成十六年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十六年度の退職被保險者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

口 平成十六年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十六年度の退職被保險者等確定医療費拠出金相当額を超える場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を計算した額

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算納付金の額の百分の九に相当する額

ハ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

五 平成十六年度の基準超過費用額の百分の九に相当する額

六 新国保法第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金及び平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金の合算額の総額の四分の一に相当する額

七 平成十八年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一項第一号に掲げる額、平成十八年度の概算医療費拠出金の額から平成十八年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額及び成十八年度の概算納付金の額の合算額の総額から平成十六年度の基準超過費用額の総額を控除した額の百分の七に相当する額とする。

第五条 前条第一項の規定は、平成十九年度における平成十八年十月改正後国保法第七十条第二項の規定により国が市町村に対して負担する額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成十八年度」とあるのは、「平成十九年度の」と、「平成十六年度」とあるのは、「平成十七年度」と、「百分の四十」とあるのは、「百分の三十六」と読み替えるものとする。

附則第三条第二項の規定は、一部負担金額減市町村等に対する前項において準用する前条第一項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第三条第二項中「同項第一号」とあるのは、「附則第五条第一項において準用する次条第一項第一号」とする。

平成十九年度における平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項の規定により国が平成十七年度につき国民健康保険法第六十八条の二第二項の規定により指定を受けた市町村であつて、平成十八年十月改正後国保法第七十条第三項において、附則第三条第二項中「同項第一号」とあるのは、「附則第五条第一項において準用する次条第一項第一号」とする。

〔国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五回）以下「一部改正法」という。〕附則第五条第一項において準用する附則第四条第一項及び一部改正法附則第五条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「一部改正法附則第五条第三項の規定により読み替えられた第三項第二号イ」とする。

平成十九年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかるらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除した額とする。

一 平成十八年十月改正後国保法第七十条第二項第一号に掲げる額から平成十八年改正後国保法附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額（第二項において準用する附則第三条第二項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定を適用して算定した額）の百分の七に相当する額

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十九年度の概算医療費拠出金の額の百分の七に相当する額

ロ 平成十七年度の概算医療費拠出金の額が八平成十七年度の確定医療費拠出金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整額との合計額の百分の五に相当する額を控除した額

ハ 平成十七年度の確定医療費拠出金の額がない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整額との合計額の百分の五に相当する額を加算した額

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十九年度の退職被保険者等概算医療費拠出金

者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十一条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十七条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百零一条、第一百十二条、第一百三十三条及び第一百五十一条の規定 平成十八年十月一日

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第八十四条 附則第八十二条の規定による改正後の国民健康保険法第一百六十二条の二の規定は、同条第一項第二号の二に掲げる入居をすることにより、施行日以後に当該住居の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該住居に入居をした際、当該住居が所在する市町村以外の市町村の区域内にて、施設を有していたと認められるものについて、適用する。

第八十五条 当分の間、国民健康保険法第一百六十二条の二第一項中「又は施設」とあるのは、「施設又は住居」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「入所」とあるのは「入所又は同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居への入居」とする。

前項の規定により読み替えられた国民健康保険法第一百六十二条の二の規定は、同条第一項第三号に掲げる入所又は入居することにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該施設又は住居の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該施設又は住居に入所又は入居をした際、当該施設又は住居が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百一十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条、第四十二条、第四十四条、第五十五条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十九条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百四十四条、第一百七十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十一年四月一日

五 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十五条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第一百四十六条、第一百十一条、第一百十一条の二及び第一百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 第十一条又は第十三条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の国民健康保険法の規定による保険給付については、それぞれなお従前の例による。

第四十一条 第十三条の規定の施行の日前に同条による改正前の国民健康保険法の規定により、同法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等（現に第十三条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成二十年四月改正国保法」という。）附則第七条第一項に規定する退職被保険者等である者を除く。）について行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る保険給付に要する費用の負担及びこれらの事務の執行に要する費用については、これらの者を平成二十年四月改正国保法附則第七条第一項の退職被保険者等とみなして、同条から平成二十年四月改正国保法附則第二十一条までの規定を適用する。

第四十二条 平成十八年度及び平成十九年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定

により指定を受けた市町村について、平成二十一年四月改正国保法第七十条第三項の規定により平成二十年度及び平成二十一年度における基準超過費用額を算定する場合においては、同項の規定にかかるわらず、第十三条の規定による改正（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第一百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第

四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一十二条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十二条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これら規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付について、同日後も、なお従前の例による。

第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十

八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定により算定する。

（罰則に関する経過措置）

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）

並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三条）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この法律の規定に相当の規定があるものとされ

る。この法律の施行前に改正前のそれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものと除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則 一
一一六号） 抄

（平成一九年七月六日法律第一〇〇号）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則 二
九号） 抄

（平成一九年七月六日法律第一〇〇号）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則 三
第一条）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則 二
二号）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則 三
二号）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則 二
二号）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

年改正前国保法」という。) 第十一条第一項の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)に置かれている国民健康保険運営協議会は、第四条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「平成三十年改正後国保法」という。)第十三条第一項の規定により置かれた市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会とみなす。

第六条 都道府県は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、平成三十年改正後国保法第八十一条の二第一項の規定の例により、財政安定化基金を設けることができる。

2 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を設けた場合には、施行日の前日までの間は、平成三十年改正後国保法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に必要な費用に充てることができないものとする。

国は、当分の間、予算の範囲内において、都道府県に対し、平成三十年改正後国保法第八十条の二に規定する財政安定化基金(第一項の規定により設けられた場合を含む。)の財源に充てるため必要な資金を補助することができる。

第七条 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の二(第八項を除く。)の規定の例により、同条第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

第八条 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の三の規定の例により、平成三十年度の同条第三項に規定する標準保険料率を算定するものとする。

第九条 附則第五条から前条までに規定するものほか、平成三十年改正後国保法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第十条 この法律の施行の際現に平成三十年改正前国保法(これに基づく命令を含む。)の規定により都道府県又は市町村に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後における平成三十年改正後国保法(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の適用については、平成三十年改正後国保法の相当規定により都道府県又は市町村に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第十一條 平成三十年改正後国保法の規定は、施行日以後に行われた療養について適用し、施行日以後に行わなかった療養について適用されない。

2 日前に行われた療養については、なお従前の例による。

平成三十年改正前国保法の規定により市町村が行う保険給付のうち施行日以後に請求される療養の給付に要する費用及び施行日以後に支給する保険給付（療養の給付を除く。）の支給をする費用については、平成三十年改正後国保法の規定により市町村が行う保険給付に要する費用とみなして、平成三十年改正後国保法第五章の規定を適用する。

第十二条 平成三十年改正後国保法第七十六条の規定は、平成三十年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、平成二十九年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行の際現に平成三十年改正前国保法第一百六十六条、第一百六十六条の二第一項若しくは第二項又は附則第五条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受けている者については、平成三十年改正後国保法第一百六十六条、第一百六十六条の二第一項若しくは第一項又は附則第五条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受けている者とみなす。

第十四条 平成二十九年度以前の各年度の退職保険者等所属市町村（平成三十年改正前国保法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。）に係る療養給付費等交付金については、なお従前の例による。

2 平成二十九年度以前の各年度の被用者保険等の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）に係る概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（平成二八年六月三日法律第六五**

第一条 (施行期日) この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条中児童福祉法第五十六条の六第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任) 第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年一一月二十四日法律第八号) 八四号抄
(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年四月二六日法律第五号) 五号抄
(施行期日) 1 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号) 号抄
(施行期日)

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号)
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から四十九条までの規定 公布の日
(検討)

第二条 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を行え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月二一日法律第九号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十一条の二第一項の改正規定並びに附則第三条第六条及び第十六条の規定

二 略

三 第一条の規定(健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。)、第四条の規定、第六条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第四条の改正規定、第十二条の規定(第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第百十五条の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第百十七条第三項第六号の改正規定を除く。)並びに第十四条中船員保険法第百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定

四 第二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第五条の規定(次号及び第六号に掲

げる改正規定を除く。)、第九条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第十一條の規定及び第十四条の規定(船員保険法第二条第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第七条の規定(私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。)、附則第八条の規定(国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第九条の規定(地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。)、公の日から起算して二年を超えない範囲内において

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。附則第十五条及び第六条、三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第六条及び第十二条の規定)令和三年四月

第一条 この法律は、公の日から起算して二年を超える改正規定を除く。)、附則第九条の規定(地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第十条の規定(公の日から起算して二年を超えない範囲内においては、当該各規定に付する。)は、政令で定める。

第六条 第八条の規定による改正後の国民健康保険法第二条の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期(国民健康保険法又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課すことができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することとする。)が到来する保険料について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及び別

規則による経過措置)

規則による絏過措置)

表第二から別表第五までの改正規定、附則二十三条中租税等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四十一項第一号」を第七百三条の四第十一項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二 揭げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第一百四十四条の改正規定を除く。）及び第七十七条の規定並びに附則第九条、第十七条及び第十九条の規定並びに附則第二十三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）令和四年四月一日

三 及び四 略

五 第六条中国民健康保険法第八十二条の二の改正規定 令和六年四月一日

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五十五条の五の改正規定、第二条中船員保險法第二百五十三条の十第二項及び第一百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五条の二第二項及び第二百六十五条の三の改正規定、第六条中中国民健康保険法第二百五十三条の三第二項及び第二百五十三条の四の改正規定、第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国国家公務員共済組合法第二百五十四条の二第二項及び第二百五十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第二百五十四条の三第三十二項及び第二百五十四条の三第十四条の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めること

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を自途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 都道府県は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までに、第六条の規定による改正後の国民健康保険法第八十二条の二（第九項を除く。）の規定の例により、国民健康保険法第八十二条の二第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。
(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。
(处分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により從前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により從前の国の機関に対してされている申請、届出

3 この法律の施行前に旧法令の規定により從前の國の機關に対し申請、届出その他の手続を行なつたものについては、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相當の國の機關に対し申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により從前の國の機關に対し申請、届出その他の手續を行なつたものについては、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、これを行なつなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の國の機關に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相當の國の機關に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

附 則 (令和四年一二月九日法律第九六号) 抄
(施行期日)

第一 条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十二条から第十九条までの規定、附則第十九条の規定（第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。））、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

条の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教育職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

令和七年四月一日において現に第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十九条において準用する旧高確法第四十一条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合には、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）」第四条の規定による改訂前の国民健康保険法」とする。（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第八条第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（健康保険法等の一部改訂に伴う経過措置）

（施行期日）

三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

（施行期日）

（保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）第十二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五条の第一項又は第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条に規定する。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する改正前国保法附則第十九条において准用する旧高確法第四十一条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合には、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）」第四条の規定による改訂前の国民健康保険法」とする。（政令への委任）

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の同法第五十五条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかるわざ、職權で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。

前項の規定は、第六条の規定による改正後の船員保険法第二十八条の二第一項、第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項、第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項、第十条の規定による改正後の国民健康保

（施行期日）

（保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）第十二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五条の第一項又は第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条に規定する。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する改正前国保法附則第十九条において准用する旧高確法第四十一条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合には、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）」第四条の規定による改訂前の国民健康保険法」とする。（政令への委任）

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の同法第五十五条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかるわざ、職權で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。

前項の規定は、第六条の規定による改正後の船員保険法第二十八条の二第一項、第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項、第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項、第十条の規定による改正後の国民健康保

（施行期日）

（保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）第十二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五条の第一項又は第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条に規定する。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する改正前国保法附則第十九条において准用する旧高確法第四十一条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第三十九条第一項第一号に掲げる業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前期高齢者納付金の額を算定する場合には、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なほその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）」第四条の規定による改訂前の国民健康保険法」とする。（政令への委任）

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の同法第五十五条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかるわざ、職權で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。

前項の規定は、第六条の規定による改正後の船員保険法第二十八条の二第一項、第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項、第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項、第十条の規定による改正後の国民健康保

て支援納付金（施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下この条において同じ。）の導入に当たつては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等（改革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち、「来年度（二千二十四年度）に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し並びに全世代型社会保障制度改革をいう。次項及び第五項において同じ。）及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

2 政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を踏まえ、加速化プラン実施施策（「子ども未来戦略」「加速化プラン」において実施する具体的な施策」として記載された施策をいう。以下の項及び次条において同じ。）を実施するため必要となる費用については、全世代型社会保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の見直し、消費税法（昭和六十三年法律第八号）第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対象費用（第五項において「支援納付金対象費用」という。）による財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を目安とするものとする。

3 政府は、第一項の全世代型社会保障制度改革を推進するに当たつては、次に掲げる事項を基とするものとする。

一 改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組については、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行い、全世代が安心できる社会保障制度を構築し、これを次の世代に引き継ぐことを旨として、着実に進めること。

2 前号の予算編成過程における検討に当たっては、社会保障サービスの生産性の向上、質の向上及び提供体制の効率化、能力に応じて全世代が支え合う仕組みの構築、高齢者の活躍促進及び健康寿命の延伸等の観点を踏まえつつ、人口動態の変化に対応し、全世代が安心できる社会保障制度を構築することを旨とし、それまでに実施した取組の検証等も含め、制度、事業等の在り方について、幅広い検討を行うこと。

3 前項の規定の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体の歳出の継続的な抑制に資するものとなるようにすること。

4 第一項及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。

一 第二条の規定による改正後の健康保険法（附則第四十九条において「新健康保険法」という。）第一百五十四条第二項の規定による国庫補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）

二 第七条の規定（附則第一条第五号へに掲げる改正規定に限る。）による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に掲げる費用のうち（同号に定める国の負担金をもつて充てる部分の額（検討）

四 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもつて充てる部分の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

五 政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。

第六条 第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目標として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第七条 第八条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による国庫負担金、新国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金及び新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）